

広島市告示第 3 7 1 号
令和 8 年 8 月 7 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アーバス東千田

所在地 広島市中区東千田町一丁目 1 番 5 7

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社 N I P P O 代表取締役 和田 千弘

東京都中央区京橋一丁目 1 9 番 1 1 号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり。

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和 8 年 7 月 2 8 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号

広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 8 年 8 月 7 日から同年 1 2 月 7 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和8年12月7日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

小売業者一覧表（変更前）

小 売 業 者		住 所	変更年月日 その理由
名 称	代 表 者		
株式会社丸久	代表取締役 <u>田中 康男</u>	山口県防府市大字江泊 1936 番地	
<u>株式会社岩崎宏健堂</u>	代表取締役 <u>上野山 孝誠</u>	<u>山口県周南市下一の井手 5636-5</u>	
株式会社しまむら	代表取締役 高橋 維一郎	埼玉県さいたま市大宮区北袋町 一丁目 602 番 1 号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	

小売業者一覧表（変更後）

小 売 業 者		住 所	変更年月日 その理由
名 称	代 表 者		
株式会社丸久	代表取締役 <u>宇佐川 浩之</u>	山口県防府市大字江泊 1936 番地	令和 8 年 5 月 20 日 代表者変更
<u>株式会社ココカラフ</u> <u>アインヘルスケア</u>	代表取締役 <u>岡澤 隆弘</u>	神奈川県横浜市港北区新横浜 三丁目 17 番 6 号	令和 8 年 4 月 1 日 株式会社岩崎宏健 堂を吸収合併
株式会社しまむら	代表取締役 高橋 維一郎	埼玉県さいたま市大宮区北袋町 一丁目 602 番 1 号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	